2020 年 1 月 31 日

全塾協議会　御中

全塾協議会 特別監査人　岩舘則明

應援指導部に関する報告

表題の件について、全塾協議会監査規則 6 条 3 項の定める監査人として、次の通りにご報告いたします。

1．調査概要

特別監査人について

2019 年 12 月 5 日に週刊誌にて、慶應義塾大学應援指導部が夏の合宿で問題行為を行ったとする記事が発表された。これに対して、正確な状況を把握するために、12 月 16 日に全塾協議会は本件に関する特別監査人として全塾協議会事務局財務部長の岩舘則明を任命した。特別監査人は、全塾協議会事務局（以下事務局）の状況確認を引き継ぎ、調査を行った。

調査方法

以下の方法を用いて調査を行った。

- 應援指導部から提出された資料の読み取り
- 應援指導部現役部員への聞き取り
- 應援指導部現役部員に対するオンラインのアンケート

調査できなかった事項

- 調査の当初は、大学当局からの公式な調査報告等を得る予定であったが、プライバシー保護の観点から大学からの調査報告等は全く得られなかった。
- 應援指導部の総会の実地調査

本調査の事実認定方法

原則として、以下のものから得られた内容を事実と認定している。

- 應援指導部から提出された資料
- 應援指導部現役部員への聞き取り
- 應援指導部現役部員に対するオンラインのアンケートの集計結果

調査経過

日付		出来事
①	2019/12/4	應援指導部現役部員との面談 事務局は、週刊誌の報道を確認し、正確な事実の把握のために應援指導部現役部員と面談を行った。この時点では、調査が進んでおらず、活動を自粛していることと問題の詳細はまだ確定していないことが報告された。この後、事務局は塾生代表と協議し、週刊誌報道等の不確実な情報に基づいて判断を行わないことを確認した。
②	2019/12/5	学生部との面談 塾生代表と事務局は、学生部の学生生活支援担当の職員の方と面談を行った。不確実な情報は一般に公開しないことを確認し、大学当局に対して本件に関する何かしらの報告をもらえないか要請した。また、大学とは別に、全塾協議会として本件に関する措置を今後行うことも確認した。
③	2019/12/16	全塾協議会が特別監査人を任命
④	2019/12/16	2019 年 12 月期全塾協議会定例会にて應援指導部が報告 全塾協議会定例会にて、應援指導部より本件に関して報告があったが、問題の詳細は調査中であるとのことだった。
⑤	2019/12/29	應援指導部現役部員との面談 特別監査人と事務局長が、應援指導部の副将、吹奏楽団とチアリーディング部の幹部の一部と面談を行った。現在の調査状況が報告された。依然として、部内にも問題の詳細は報告されていなかった。
⑥	2020/1/6	應援指導部現役部員との面談 特別監査人と事務局長が、應援指導部の副将と面談を行った。1 月 7 日に行われる應援指導部の総会での部内の報告の概要が説明された。
⑦	2020/1/7	應援指導部 総会 リーダー部解散などが発表された。
⑧	2020/1/8	應援指導部から総会の内容について報告 1 月 7 日に行われた総会で報告があった内容について、報告文書が提出された。その際、関係各所に内容を周知する旨を應援指導部の担当者に伝えた。
⑨	2020/1/8	全塾協議会の Twitter アカウントが應援指導部に関してツイート
⑩	2020/1/9	学生部との面談 塾生代表と特別監査人が、大学の学生総合センター長と学生部の学生生活支援担当の職員と面談を行った。1 月 8 日の全塾協議会の

		Twitter アカウントでのツイートを中心に話し合った。本件に関しては、プライバシー保護の観点から大学からは情報を発信しない旨を伝えられ、全塾協議会もこれ以上の問題の詳細等を公表しないように要請された。
⑪	2020/1/15	特別監査人の全塾協議会への中間報告 　特別監査人は、本件が應援指導部に対して処分規則に定める処分を行う必要がある案件だと判断し、全塾協議会に対して中間報告を行い、應援指導部に対して処分を行うように正式に要求した。
⑫	2020/1/19	全塾協議会が処分審査会を設置
⑬	2020/1/19	應援指導部現役部員との面談 　特別監査人と事務局長は、應援指導部の副将と次年度の臨時の幹部の一部と、面談を行った。本件を部員が把握した時期や大学の調査内容と部内の調査内容や部内の措置の決定手順などの特別監査人からの質問について回答があった。また、特別監査人から、部内でオンラインアンケートに回答してもらうように要請した。
⑭	2020/1/20	学生部との面談 　塾生代表と特別監査人と事務局長は、大学の学生総合センター長と学生部の学生生活支援担当の職員と面談を行った。全塾協議会による應援指導部の処分や、大学の應援指導部への対応や、今後の應援指導部の活動について協議した。
⑮	2020/1/20	應援指導部現役部員との面談 　旧リーダー部の構成員の今後の活動などについて協議した。

2. 前提

① 應援指導部の概要

應援指導部は、1933 年に応援部が結成され、今日に至るまでに慶早戦を始めとする年間を通した様々な応援活動を行っている。應援指導部は、慶應義塾大学の福利厚生団体であると同時に、全塾協議会の所属団体である。

② 應援指導部の組織（應援指導部規約より）

部門

1. リーダー部
2. 吹奏楽団
3. チアリーディング部

役員

1. 部長　1 名
2. 副部長　1 名
   ※部長及び副部長は慶應義塾大学教員中より在任部長又は応援部三田会長の推薦を受けて役員会において選出する
3. 監 督　1 名
4. コーチ　８名以内
5. 主将　1 名
   ※学生の代表者
6. 副将　若干名
7. 主務　1 名
8. 会計　1 名
9. 部門責任者　３名（各 1 名）

③ 意思決定に関わる会議（應援指導部規約より）

1. 役員会
   - 運営課題の審議機関
   - 毎月 1 回開催
2. 総会
   - 定期総会は原則として全役員、全部員が出席
   - 毎年度第 1 四半期及び 12 月に開催、部長が召集又は役員会の決議で臨時召集
3. 幹部会
   - 幹部会は随時開催し、主将が召集

3. 発生した問題

大学と應援指導部による調査の結果、夏合宿中に、盗撮・覗き行為と下着盗みが行われていたことが確認されている。内容は、應援指導部の総会にて発表された。尚、問題行為の詳細等は、「プライバシー保護」の理由で大学当局から公表しないよう求められている。

4. 問題発生後の大学と應援指導部の対応

① 活動自粛と調査

事態が発覚した 11 月 30 日以降、應援指導部は活動が止まり、問題の詳細が明らかになるまで活動自粛となった。これに伴い、2019 年 12 月 9 日に予定されていた定期演奏会は中止された。それから、問題の調査が開始された。問題の調査については、大学の調査委員会と部内調査の、二つの調査主体があった。

大学の調査委員会による調査

調査委員会には、常任理事の一部、「第三者の立場の」教員、山内部長が関わっており、問題に関わったと疑われた部員に対して聴取が行われた。しかし、大学による調査委員会の委員選定方法やその設置までの詳細は、現役部員も把握していない。

部内調査

上に並行して、部内でも調査が行われた。部長や副部長が臨席して、全部員に対して聴取が行われた。調査委員会には、部長や副部長や監督から報告をしていた。聴取は、現役部員の学生は行っておらず、應援指導部の学生ではない者が行った。

② 部内の措置の決定まで

以上の調査に基づき、部長と副部長が部内の措置の提案を役員会に対して行い、役員会にて現役部員の学生が審議して部内の措置を判断した。尚、部内の措置に関して、役員会への提案前の立案段階には、現役部員の学生は関わっていない。役員会で決定した部内の措置を、総会で報告した。総会で、決は採っていない。

③ 部内の措置

部員の処分

應援指導部は、問題に直接的或いは間接的に関わった現役部員数名を退部又は活動停止とした。その他、何らかの形で間接的に事実を認識していながらも、報告等を怠った現役部員数名については厳重注意とした。また、2018 年の夏合宿でも覗き行為があり、事後的にであってとしても、相当数の部員がそれを知りながら、注意や報告をしていなかったことを

問題視するとしている。

組織等の処分

調査委員会では、特にリーダー部において本件のような行為の常態化が疑われ、また、そのような行為を止められない組織の体質について厳しく指摘され、解体的な再建が必要だという見解を示した。これを踏まえて、以下が決定された。

- リーダー部は解散とする。ただし、部活動が教育の一環であることを考慮し、部の再建について理解をした上で協力する者の部に留まることは認める。
- 部長、副部長、監督、リーダー部出身のコーチは辞任とした。
- 今後は、学校側の常任委員の一部と学生総合センター長を招聘し、大学当局が直接再生を指導する。
- 大学のリーガルアドバイザーを部内で不祥事等の問題が発生した時の相談窓口とする。
- 部としての活動再開は未定である。

④　今後の方針

部内では、今後の部の再建について部内で 2 月以降に話し合い、再建案を大学に提出して、活動自粛をいつ解くのかなどを判断してもらうということになっている。

5. 特別監査人による現役部員に対するアンケート

特別監査人は、應援指導部の現役部員に対して参加任意のアンケートを実施した。アンケートには、1 月 28 日までの時点で 114 件の回答があった。

図 1

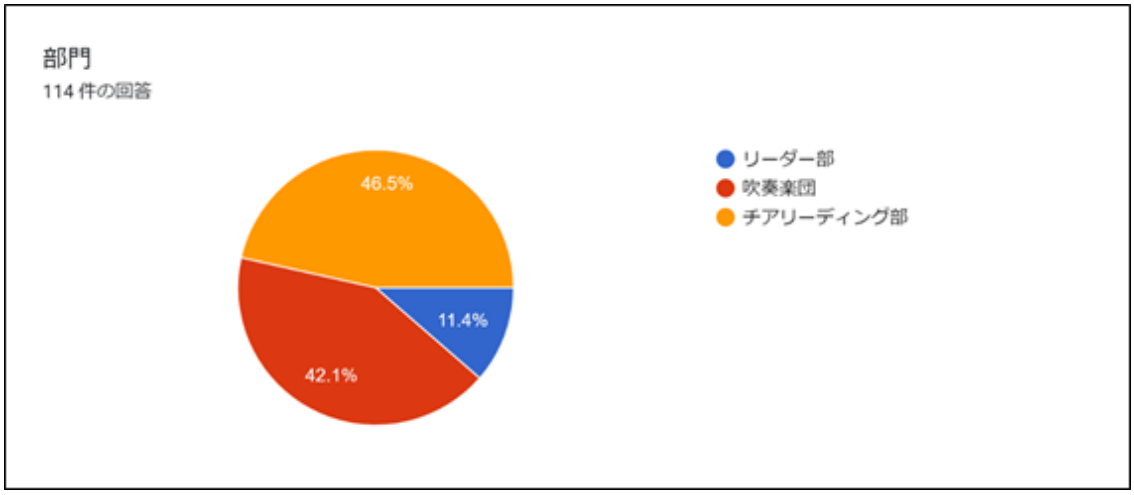

図 2

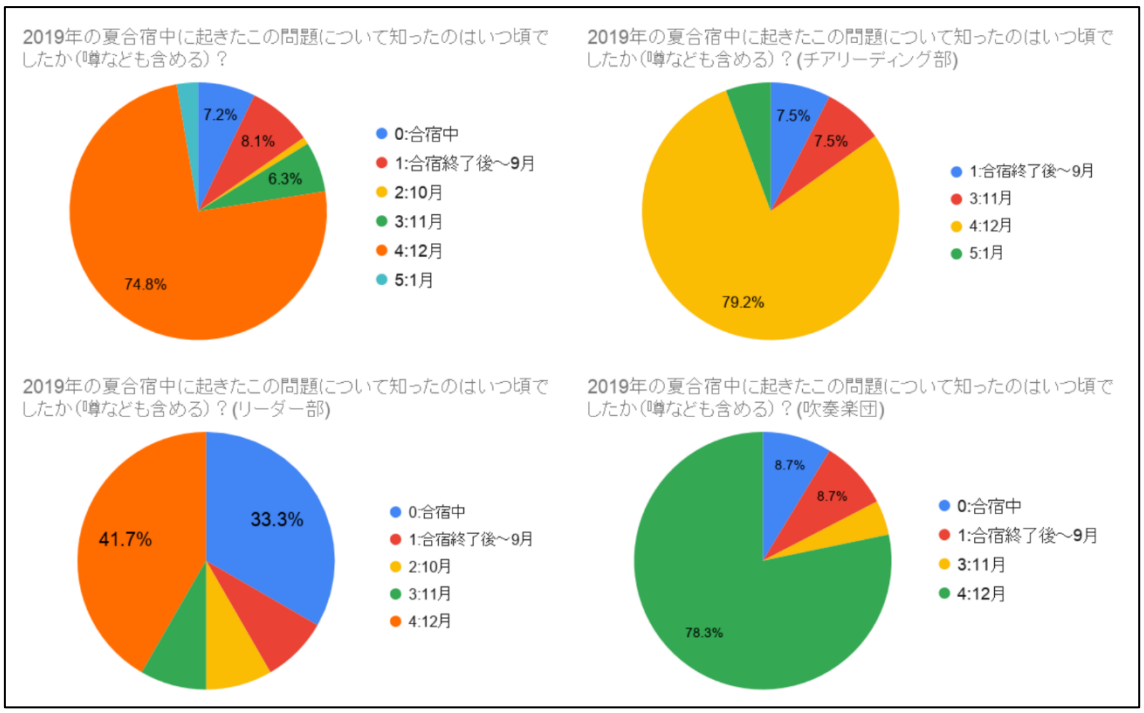

図 3

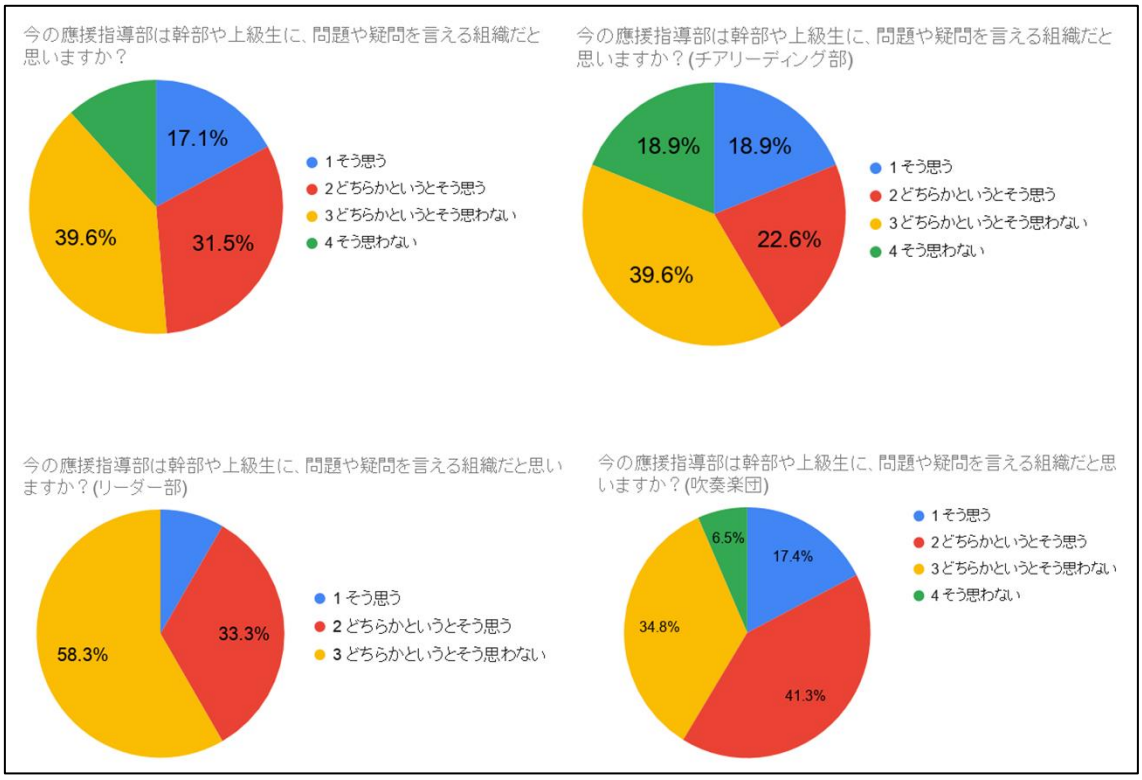
今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか？
17.1%
31.5%
39.6%
1 そう思う
2 どちらかというとそう思う
3 どちらかというとそう思わない
4 そう思わない
今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか？(チアリーディング部)
18.9%
18.9%
22.6%
39.6%
1 そう思う
2 どちらかというとそう思う
3 どちらかというとそう思わない
4 そう思わない
今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか？(リーダー部)
33.3%
58.3%
1 そう思う
2 どちらかというとそう思う
3 どちらかというとそう思わない
今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか？(吹奏楽団)
6.5%
17.4%
34.8%
41.3%
1 そう思う
2 どちらかというとそう思う
3 どちらかというとそう思わない
4 そう思わない

図 4

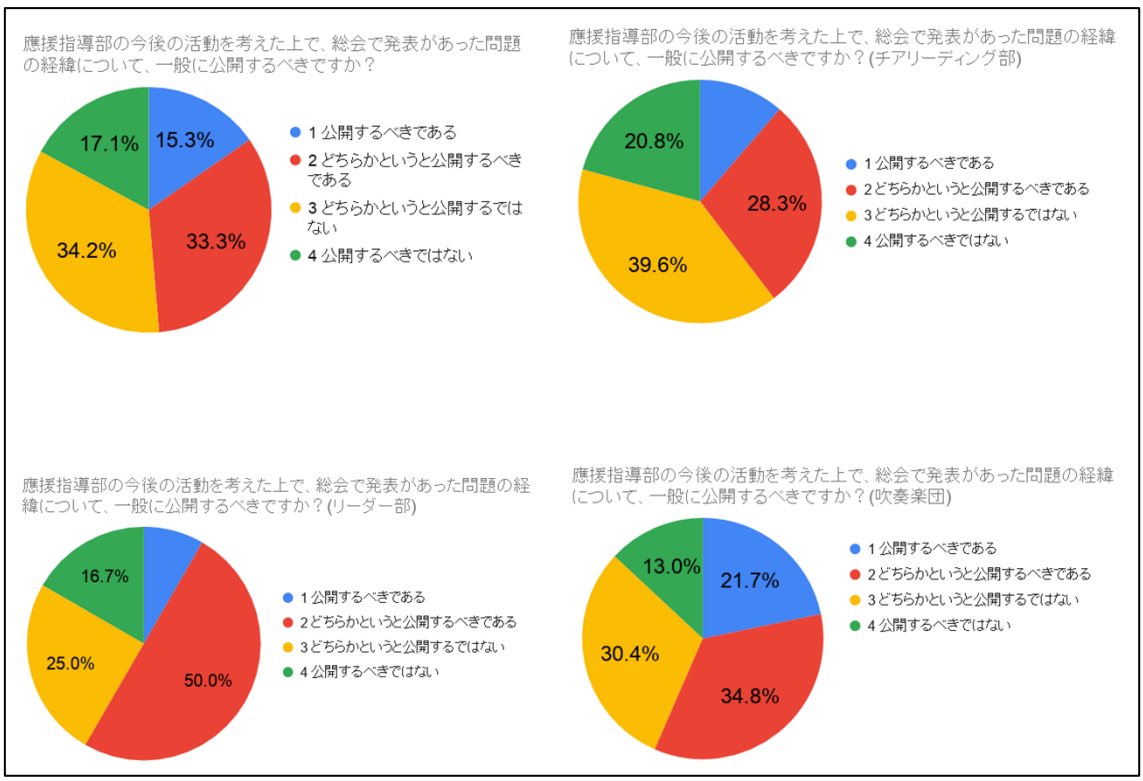
應援指導部の今後の活動を考えた上で、総会で発表があった問題の経緯について、一般に公開するべきですか？
17.1%
15.3%
34.2%
33.3%
1 公開するべきである
2 どちらかというと公開するべきである
3 どちらかというと公開するではない
4 公開するべきではない
應援指導部の今後の活動を考えた上で、総会で発表があった問題の経緯について、一般に公開するべきですか？(チアリーディング部)
20.8%
28.3%
39.6%
1 公開するべきである
2 どちらかというと公開するべきである
3 どちらかというと公開するではない
4 公開するべきではない
應援指導部の今後の活動を考えた上で、総会で発表があった問題の経緯について、一般に公開するべきですか？(リーダー部)
16.7%
25.0%
50.0%
1 公開するべきである
2 どちらかというと公開するべきである
3 どちらかというと公開するではない
4 公開するべきではない
應援指導部の今後の活動を考えた上で、総会で発表があった問題の経緯について、一般に公開するべきですか？(吹奏楽団)
13.0%
21.7%
30.4%
34.8%
1 公開するべきである
2 どちらかというと公開するべきである
3 どちらかというと公開するではない
4 公開するべきではない

6. 監査人意見

① 本件の問題点

構成員の問題

應援指導部の構成員によって盗撮行為や覗き行為や下着盗み等が行われたことが、事実として確認された。これらの行為は、「所属団体は常に全塾生のための福利厚生の増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される」とする全塾協議会規約 5 条 1 項に違反するものである。塾生を代表する、全塾協議会の所属団体の構成員としての意識が極めて低く、断じてその行為は認められるべきではない。

組織の問題

本件は、リーダー部等の構成員の一部個人が関わって引き起こされたが、應援指導部の組織そのものにも問題がある。そもそもこの問題は、2019 年の夏の合宿時に発生しているが、應援指導部が部として把握したのは現役部員に対して取材等があった 11 月以降である。また、應援指導部の現役部員に対して行ったアンケートの結果を見ても、取材以前の 10 月より前に噂の程度のものを含めて問題を把握していた者がアンケート回答者中の約 15%（p7 図 2 参照）いる。2018 年の夏の合宿においても詳細が分からないものの、覗き行為があったことが應援指導部の総会で発表があり、特別監査人の聴取に対して、そうした行為を以前から噂で知っていたとする証言もあった。全員ではないものの、少なくとも現役部員の一部に問題が存在していたことが把握されているにも関わらず、取材や報道といった外部からの作用があるまで應援指導部内での状況の詳しい確認がなされることはなかった。大学の調査委員会にも、問題行為の常態化や組織の体質の問題が指摘されている。

特別監査人が行ったアンケートでは、約 51%（p8 図 3 参照）もの回答者が「今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか？」という質問に対して否定的な意見である結果となった。應援指導部の意思決定は、部長などの非学生の者や学生の幹部同士で全て決定がなされてから方針が全体に発表される方式である。代交代などは、應援指導部規約 26 条によると総会で承認することになっているが、実質的に総会は報告の場であり、全部員が出席する場である総会では、意思決定がなされることはあまりない。今回の部内の措置に関しても、部のごく一部で決定されている。

情報の公開

現状、本件に関しては、應援指導部の公式ページでの「当部では、複数の部員による不適切な行動があったことなどから、1 月 7 日付で部員の処分を行うとともに、リーダー部を解散し、今後は、吹奏楽団とチアリーディング部の 2 部門が中心になって部の再生を目指して歩み出すことになりました。なお、その趣旨に賛同する旧リーダー部員も当部の部員として残り、共に部の再生に尽力致します。」という文と、全塾協議会の Twitter のツイートの

「先の週刊誌報道の問題の正確な事実が判明し、應援指導部のリーダー部は解散することになりました。今後、吹奏楽団とチアリーディング部は、リーダー部を切り離して活動していくことになります。」という文しか、一般には発表されていない。つまり、本件については、どの主体がどのような具体的な問題を起こしたかは公にされておらず、部内の措置等が妥当なのかどうかは公開されている情報からは全く検証ができない。近年、慶應義塾大学の不祥事が報道されるケースが多発しており、大学への不信感は大きくなっていると言わざるを得ない。今後、應援指導部として活動をしていくには、どういう具体的な問題があり、それをどう改善したかなど、外部から検証できる状態にないと、應援指導部への信頼は回復が難しいと考えられる。一方で、本件に関する情報公開はある程度の配慮をする理由もある。情報を広く公開することで、メディアからの取材が殺到して関係者の生活が脅かされることや、返って應援指導部の信頼性が激しく落ちてしまうことも考えられるため、情報の公開は行うとしても極めて慎重に行わなければならない。特別監査人が行った現役部員へのアンケートでは、本件に関する情報を公開することに前向きな意見が、回答者のうちの約 48%（p8 図 4 参照）あり、應援指導部内で意見が大きく割れていることが分かる。

総括

以上のことから、本件は、構成員個人の問題だけではなく、應援指導部の意思伝達や意思決定プロセスなどの組織問題も大きく関係している。また、今後の運営に関しても、対外的な情報の公開などで、應援指導部内で大きく意見が割れている。

②　全塾協議会による処分と今後の活動について

應援指導部内で、既に措置を行っているが、その措置を判断するための調査の運営には、應援指導部の関係者が大きく関わっており、且つ、その内容に関しては公式に塾生へ説明はない。また、そもそも應援指導部は全塾協議会所属の、大学の公認団体の適用外たる福利厚生団体であり、全塾協議会として應援指導部に対して適切な処分を下さないことは、全塾協議会が本事態を容認することと同等のことである。全塾協議会規約への違反も認められ、全塾協議会は應援指導部に対して、規約 51 条に定める処分を行う必要がある。

應援指導部は、部内でその構成員が福利厚生活動に満足すれば良いというだけではなく、様々な慶應義塾大学のイベント等に深く関わる以上、その活動には、全ての塾生を含めた周囲からの信頼や存在の許容がどうしても不可欠である。そのような活動の性質を考えると、部内だけではなく、信頼回復のために、塾生からも広く、団体の健全性が認められる必要がある。それを可能とする処分、情報公開、再建案が求められる。また、應援指導部内では、方針によって意見に大きな隔たりがあることが特別監査人の行ったアンケートから明確であり、再建までの期間で、今後の方針に関する部内の意思統一も重点的に行うべきである。

以上